

## TRIBE-biz サービス契約約款

### 第1章 総則

#### 第101条(約款の適用)

コネクシオ株式会社(以下「当社」といいます)は、この契約約款に基づき、TRIBE-bizのサービス(以下「本サービス」といいます)を契約者に提供します。

2.当社が契約者に対して発する第104条に規定する通知は、この契約約款の一部を構成するものとします。

3.当社が、この契約約款の他に別途定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知(以下、併せて「利用規約等」といいます)も、名目の如何にかかわらず、この契約約款の一部を構成するものとします。

4.契約者が本サービスを利用するには、本契約約款の他、契約者の利用する電気通信事業者の定める電気通信に関する契約約款、利用規則、利用条件等に同意しなければなりません。

#### 第102条(サービスの種類)

本サービスの種類は以下のとおりとします。

##### 1.TRIBE-biz フレッツ用サービス

(1)TRIBE-biz (F) (フレッツ光ネクスト、フレッツ光プレミアム、B フレッツ対応プラン)

(2) TRIBE-biz (F)ライト

(フレッツ光ネクスト、フレッツ光プレミアム、B フレッツ対応プラン)

##### 2.TRIBE-biz モバイルサービス

(1)TRIBE-biz (d) LTE 1GB

(2)TRIBE-biz (d) LTE 3GB

(3)TRIBE-biz (d) LTE 7GB

(4)TRIBE-biz (d) M2M 200k

(5)TRIBE-biz (d) M2M 30MB

#### 第103条(用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

##### 1. インターネット接続サービス

この契約約款に基づき当社が契約者に提供する電話通信サービスならびにインターネットプロトコルによる電気通信サービス

##### 2. 契約者

この契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者

##### 3. 利用契約

この契約約款に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約

##### 4. 契約者設備

本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

##### 5. 本サービス用設備

当社が本サービスを提供するにあたり、NTTコミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコム」といいます)、株式会社アイエムエス(以下、IMS といいます)または、当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

##### 6. 本サービス用設備等

本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器及びソフトウェア(当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線及びアクセスポイントを含む)

##### 7. 消費税相当額

消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

##### 8. アクセスポイント

契約者が自己の契約者設備を電気通信回線(公衆電話網)等を介して当社または、NTTコムまたはIMSの本サービス用設備と接続するための接続ポイントであって当社または、NTTコムまたは、IMSが設置するもの

##### 9. 契約者回線

本サービスを受けるために契約者が設置する電気通信回線(ADSL、光ファイバー回線を含みます)

##### 10. アカウントID

パスワードと組み合わせ、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

##### 11. パスワード

アカウントIDと組み合わせ、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

##### 12. 発信者番号通知機能

日本電信電話株式会社及びその関連会社が提供する第一種電気通信に関する機能で、通信の発信者の電話番号を通信の着信者に通知する機能

##### 13. B フレッツ

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT」といいます。)が提供する地域IP網による光ファイバーによる伝送方式を用いた定額接続サービス

##### 14. フレッツ光ネクスト

NTTが提供する地域IP網による光ファイバーによる伝送方式を用いた定額接続サービス

#### 第104条(通知)

当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2.前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

#### 第105条(契約約款の変更)

当社は、契約者の了承を得ることなく、この契約約款を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。

2.変更後の契約約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページ等に表示した時点より、効力を生じるものとします。

#### 第106条(合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

#### 第107条(準拠法)

この契約約款(この契約約款に基づく利用契約等を含む)ものとします。以下、同じとします。)に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第108条(協議)

この契約約款に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議することとします。

## 第2章 TRIBE-biz サービス契約の締結等

#### 第201条(利用契約の単位)

利用契約は、別途定めるサービスプランごとに締結されるものとします。ただし、TRIBE-biz フレッツ用サービスについては、契約者回線1回線ごとに1の契約のみ可能とします。

#### 第202条(利用の申し込み)

本サービスの利用の申し込みは、申込者が、当社所定の手続きにしたがって行うことにより行うものとします。ただし、やむを得ない場合で当社が準則に認めるときに限り、他の方法で申し込みを受け付ける場合があります。

#### 第203条(契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2.当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)契約の申込みをした者が、本サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。

(3)契約の申込みをした者が、第705条(利用停止)の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は契約の解除を受けたことがあるとき。

(4)契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(5)契約の申込みをした者が、第503条(禁止事項)に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(6)その他当社の本サービスに関わる業務の遂行上著しい支障があるとき。

3.申込者は、当社が申込みを承諾した時点で、この契約約款の内容を承諾しているものとみなします。

#### 第204条(契約者の登録情報等の変更)

契約者は、その住所、電話番号または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限、又は、口座振替依頼届出金融機関、NTT請求書お客様番号、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。なお、婚姻による姓の変更等の場合を除き、当社に届出した氏名を変更することはできないものとします。

2. TRIBE-biz フレッツ用サービスの場合、当社の指定地域外への住所変更はできません。

3.第1項の届出がなかったことで会員が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

#### 第205条(利用契約の変更)

契約者が本サービスの種類を変更しようとするときは、当社所定の手続きにより、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします(NTTの回線工事日により効力の生じる日を指定することがあります)。ただし、第203条(承諾)各号のいずれかに準ずる場合には、変更を承諾しないことがあります。

2.当社から無料で付与されるメールアドレスの変更はできません。

#### 第206条(契約者からの解約)

本サービスの契約者が契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

1.当社は毎月末日付けにて解約を行うものとします。この場合、契約者は解約希望の当月20日までに、当社所定の方法にて申請するものとします。

2.契約者より利用本契約の解約の申請がない場合は、契約を自動的に更新するものとします。

3.契約者が利用本契約を解約する場合、解約希望日までにアカウントIDおよびパスワードを当社に返還するものとします。

4.本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

#### 第207条(当社からの解約)

当社は、第705条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合又は当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、その利用契約を解約できるものとします。

2.当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第203条(承諾)第1項各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、第705条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらずその利用契約を即時解約できるものとします。

3.当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。

#### 第208条(利用契約に基づく権利の譲渡)

本利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2.本利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3.当社は、前項の規定により本利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)本利用権を譲り受けようとする者が、本サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。

- (3)本利用権を譲り受けようとする者が、第 705 条（利用停止）の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されている、又は契約の解除を受けたことがあるとき、
- (4)本利用権を譲り受けようとする者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき、
- (5)本利用権を譲り受けようとする者が、第 503 条（禁止事項）に規定する行為をする恐れがあると当社が判断したとき、
- (6)その他当社の本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき、

4.本利用権の譲渡があったときは、譲渡人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

#### 第 209 条(設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続)

契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本約款にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

2.契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の責任で、電気通信事業者の任意の電気通信サービスを利用して、契約者設備を当社のサービスに接続するものとします。

3.当社は、契約者が前 2 項の規定にしたがい設置、維持及び接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

#### 第 210 条(最低利用期間)

本サービスは各提供プランごとに利用開始月の最低利用期間が設定されています。最低利用期間は別表に規定するところによります。契約者が、元サービスの利用開始月から最低利用期間内に解約を行った場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間中の残余の期間に対応する月利用料金を相当する額を一括して支払う義務を負います。

#### 第 211 条（協定事業者の契約の解除等に伴う契約の扱い）

当社は、契約者からその契約に係る他社接続契約者回線について、契約の解除等、その他社接続契約者回線との接続を中止（以下この条において「接続中止」といいます。）する旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その契約を解除します。

ただし、接続中止すると同時にそれに相当する契約者回線等との接続を開始した場合であって、その契約者から契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

2.前項に規定するほか、当社が別表に別段の定めがある場合はその契約を解除することがあります。

### 第 3 章 サービス

#### 第 301 条(サービスの内容)

本サービスの各プランの内容は、別表に規定するところによります。

#### 第 302 条(サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、この契約約款で特に定める場合を除き、以下のとおりとします。

(1)TRIBIZ フレッツ用サービス:NTT が B フレッツサービス及び光ネクストサービスを提供している地域のうち、当社の定める範囲とします。ただし地域名は NTT の使用するものに準じます。

(2)TRIBIZ モバイルサービス:株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、ドコモといいます。）が FOMA サービス及び Xi サービスを提供している地域のうち、NTT コム及び当社の定める範囲とします。ただし地域名はドコモの使用のものに準じます。

#### 第 303 条(本サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。

2.B フレッツサービス及び光ネクストサービスの提供が当社及び NTT 間の契約解除その他の理由により終了した場合、TRIBIZ フレッツ用サービスは自動的に廃止となります。

3. TRIBIZ モバイルサービスの提供が当社及び NTT コム間の契約解除その他の理由により終了した場合、TRIBIZ モバイルサービスは自動的に廃止となります。

4.当社は、前 2 項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、緊急やむを得ない場合または NTT 又は、NTT コム又はドコモ都合により本サービスの全部または一部を廃止する場合については、この限りではありません。

5.第 1 項の場合、第 403 条(利用料金の支払義務)の場合を除き、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 304 条（モバイルサービス利用条件）

TRIBIZ モバイルサービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。

2.契約者は、TRIBIZ モバイルサービスにおいて当社から提供を受けた役務、移動無線機器、SIM カードその他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

ただし、法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）に対して販売する場合であって、当社が定める方法により契約者から当社に対し事前に書面による通知を行い、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

3. TRIBIZ モバイルサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

#### 第 305 条（TRIBIZ モバイル オプションサービス）

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

#### 2. TRIBIZ モバイルサービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) SMS 仕様 (2) 統一 ID 仕様

3.契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

#### 第 306 条（サービスの品質保証又は保証の限定）

TRIBIZ モバイルサービスは、ドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻射したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合にお

いて契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

2.前項で定める事項のほか、TRIBIZ モバイルサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

3.契約者は、当社が指定する移動無線機器等以外の通信手段を用いた TRIBIZ モバイルサービスの利用、及び TRIBIZ モバイルサービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

4.契約者は、TRIBIZ モバイルサービスにおいて、移動無線機器等を、音声通話及び 64k データ通信（テレビ電話を含みます。）の用途に供してはならないものとします。

5.TRIBIZ モバイルサービスにおいては、TRIBIZ モバイルサービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の定める基準を超過した場合において、当社が定める一定期間の間、契約者に事前に通知することなく通信速度を制限する場合があります。

### 第 4 章 利用料金

#### 第 401 条(本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金、算定方法等は、当社が別途定めるとおりとします。

#### 第 402 条(利用料金の支払方法)

会員は利用料金の支払いについて以下の方法のいずれかを指定し、第 405 条から第 407 条までの規定に従って各必要事項について登録、申請を実施するものとします。

(1) クレジットカード利用 (2) NTT による利用料金回収代行（以下「NTT 回収代行」という）

(3) 口座振替 (4) 請求書による支払

#### 第 403 条(利用料金の支払義務)

契約者は、利用契約が成立した日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

2.前項の期間において、第 702 条(保守等によるサービスの中止)に定める本サービス提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

3.第 705 条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。

4.料金の日割は行いません。

5. TRIBIZ フレッツ用サービスにおいて、NTT の工事日の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者がインターネット接続サービスを利用できなかったとしても、料金の減額等は行いません。

6.第 402 条の決済について、契約者と当社または提携会社との間に生じる問題を理由として、契約者が支払を拒む場合には、当該紛争期間中は契約者は契約者資格を有しないものとします。

#### 第 404 条(初期登録料及び工事費の扱い)

契約者は、当社に本サービスの申し込み及びプラン変更の申込をし、その承諾を受けたときは、当社に初期登録料又は変更手数料の支払を要します。

2.工事費用のうち、屋内配線工事等の費用は、NTT から契約者に直接請求されるものとします。

3.B フレッツ及び光ネクストについて、当社が NTT との取次を行う場合であっても、当該回線の契約は契約者と NTT との間で行われるものとし、当社は回線の開通調整等は行いません。

#### 第 405 条(クレジットカードの取扱)

契約者は、本サービスを申し込みの際に指定したクレジットカード(以下、「指定クレジットカード」といいます)の取扱につき、以下に掲げる条件を承認するものとします。

(1)契約者から当社に申し出がない限り、第 403 条(利用料金の支払義務)に定める利用料金は継続して指定クレジットカードにより支払われるものとします。

(2)契約者は、理由の如何に関わらず、指定クレジットカードの会員番号、有効期限に変更があった場合には、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。同時に、サービスの円滑提供を目的として、新しいカード番号、有効期限がクレジットカード会社から当社に通知されることに同意するものとします。

(3)契約者は、クレジットカード会社より、当社に届け出た会員番号、有効期限が更新された場合であっても、請求された利用料金を異議なく支払うものとします。

(4)契約者は、クレジットカード会社から、指定クレジットカードによる本サービスの利用料金の支払契約を削除された場合、当社の指定する他の手段により利用料金の支払を行うものとします。

#### 第 406 条（NTT 回収代行の取扱）

契約者は NTT 回収代行を指定する場合には、NTT の関連規程及び所定の手続き、以下の事項に従うものとします。

NTT が定める申し込み期限内に有効な申し込み手続きが完了されない場合、当社は直ちに本サービスの提供を中止し、退会処理とすることができるものとします。

#### 第 407 条（口座振替の取扱）

契約者は、決済方法として口座振替を指定する場合には、以下の事項に従うものとします。

(1) 契約者は、当社が定める申し込み期限内に支払口座情報を登録する手続きをするものとします。期限内に有効な手続きが完了されない場合、当社は直ちに本サービスの提供を中止し、退会処理とすることができるものとします。

(2) 口座振替による料金の支払いは、収納代行会社が定める期日（当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）に契約者指定の口座から引き落とされることにより行なわれるものとします。

#### 第 408 条（提携付加サービスの取扱）

契約者は、提携付加サービスなど提携会社であるサービス提供者の有する代金債権に対し、当社が代行して徴収することに同意したものとします。

#### 第 409 条（請求代金の明細）

当社は、請求代金の明細を本サービス上で、契約者に通知するものとし、契約者は、当該利用月の翌月から 30 日以内に、不一致や異常について、当社に通知しない場合は、請求代金の明細について承諾したものとします。

#### 第 410 条（支払証明書の発行）

当社は、契約者から請求があったときは、当社が指定する本サービス取扱所において、その本サービス及び付帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払を要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が、既に当社に支払われた旨の証明書を以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2.契約者は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、別途規定する手数料及

び郵送料等の支払を要します。

## 第5章 契約者の義務等

### 第501条(ユーザID及びパスワード)

契約者は、アカウントIDを第三者に貸したり、第三者と共有しないものとします。

ただし、法人に相当するものと当社が認める者を含みます。) に対して販売する場合であつて、当社が定める方法により契約者から当社に対し事前に書面による通知を行い、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

2.契約者は、アカウントIDに対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。

3.契約者は、契約者のアカウントID及びパスワードにより本サービスが利用されたとき(機器またはネットワークの接続・設定により、会員自身が関与しなくともアカウントID及びパスワードの自動認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含みます)には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または重過失によりアカウントIDまたはパスワードが他者に利用された場合はこの限りではありません。

4.契約者のアカウントID及びパスワードを利用して契約者と他者により同時に、または他者のみによりなされた接続等の機能及び品質について、当社は一切保証しません。

5.契約者は、自己のアカウントID、パスワード等の管理について一切の責任を負うものとします。当社は、当該契約者のアカウントID及びパスワードが他者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

### 第502条(自己責任の原則)

契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為(前条により、契約者による利用または行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下、同様とします。)とその結果について一切の責任を負います。

2.契約者は、本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

3.契約者は、他者の行為に対するトラブルの責任はすべて契約者が負うものとします。当該サービス等において当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

4.当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

5.契約者は、本サービスを經由して、当社以外の第三者のコンピューターやネットワーク(以下「他者ネットワーク」といいます)を利用する場合において、その管理者から当該他者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを守り、その支持に従うとともに、他者ネットワークを利用して第503条(禁止事項)各号に該当する行為を行わないものとします。

6.当社は、本サービス經由による他者ネットワークの利用に関しかなる責任をも負いません。

7.契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任はすべて契約者が負うものとします。当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

### 第503条(禁止事項)

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1)当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用
- (2)当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3)当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (4)当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5)詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- (6)わいせつ(性的好奇心を喚起する画像、文書を指しますがこれに限られません)、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信もしくは表示する行為、またはこれらを収録した媒体を配布、販売する行為、またはその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (7)ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (8)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (9)本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (10)他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11)ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他者が受信可能な状態におく行為
- (12)選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- (13)無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為
- (14)他者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15)本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為
- (16)法令に基づき監督官庁等への届出、許可等の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- (17)上記各号の他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、残害等)し、または他者に不利益を与える行為
- (18)上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
- (19)その他、社会的状況を勘案の上、当社が不適当と認める行為

### 第504条(残高確認書の報告)

契約者は、当社から発行される請求済み債務に関する残高確認書の回答請求があつたときは、

当社の指定期日内に回答するものとします。

### 第505条(広告情報の提供に係る承諾)

契約者は、当社が当社又は当社の提携先等第三者の提供する商品・サービス等に関する情報提供(広告・宣伝を含みます)を行うために電子メール等を送付することに、承諾していただきます。なお、契約者は、当社に申し出ることにより、この電子メール等の送付を中止、又は再開することができます。

### 第506条(SIMカードの管理)

契約者は、当社が貸与するSIMカードにつき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、SIMカードの分解、損壊、その他SIMカードとしての通常の用途以外の使用をしないこと
  - (2) 当社の承諾がある場合を除き、SIMカードについて、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
  - (3) 日本国外でSIMカードを使用しないこと
  - (4) SIMカードを善良な管理者の注意をもって管理すること
- 2.TRIBEBIZ モバイルサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他SIMカードを利用しなくなった場合には、契約者は、遅滞なくSIMカードを当社に返還するものとします。

### 第507条(亡失品に関する措置)

契約者は、SIMカードを亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があつたときは代替品の送付を行います。

- 2.当社は、亡失品(第506条(SIMカードの管理)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとし、
- 3.亡失品は、契約者の責任において、法律に従つて処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

### 第508条(契約者確認)

当社は、契約者確認(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)に基づく本人確認、その他当社が必要と認める事項の確認をいいます。以下この個別規程において同じとします。)を当社が定める方法により行うものとします。申込者若しくは契約者が本人確認に応じない場合又は本人確認について契約者において虚偽の申述等があつた場合、当社は本サービスの利用の申込を拒絶するか、又は、即時にサービスの利用の停止若しくはサービスに係る本サービス契約の解除を行うことができるものとします。

## 第6章 当社の義務等

### 第601条(当社の維持責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービス円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持します。

### 第602条(本サービス用設備等の障害等)

当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知つたときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。

2.当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知つたときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。

3.当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知つたときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

4.当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部(修理または復旧を含みます。)を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

### 第603条(通信の秘密の保護)

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様(統計情報への編集、加工を含みます)においてのみ、使用または保存します。ただし、当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、予め契約者の承諾を得た場合には、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるとします。

2.当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分、命令、法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3.契約者による本サービスの利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認められた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は取引先等に情報を開示することができ、その限りにおいて第1項の守秘義務を負わないものとします。

4.当社は、契約者が第503条(禁止事項)各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であつて、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

### 第604条(契約者情報等の保護)

当社は、契約者の個人情報であつて前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「契約者情報等」といいます。)を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。また、契約者は当社による当該情報の適切な状況下の保存及び利用に関し、承諾するものとします。

2.当社は、これら契約者情報等を承諾なく契約者本人以外の者に開示、提供せず、本サービス及び付随的サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。ただし、契約者に対し、当社または当社業務提携先等の広告宣伝のための電子メール等を送付する場合においてはこの限りではありません。

3.当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他法令の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4.当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第2項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報等の

照会に応じることができるものとします。

5.当社は、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後は、契約者情報を消去するものとします。但し、利用契約の終了後または当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。

6.当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供などに関し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。この個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が優先するものとします。

7.契約者は、当社がBフレッツ各対応プラン又はフレッツ光ネクスト対応プランのサービス利用に係る事項についての手続等を行う目的で、NTTに対し、契約者が本サービスの申込にて入力した所定の事項(当社に届け出た変更事項を含みます)を提供することを承諾します。

## 第7章 利用の制限、中止及び停止

### 第701条(利用の制限)

当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他、公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

### 第702条(保守等によるサービスの中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1)当社の別途定める保守指定時間の場合。
- (2)当社の本サービス用設備の保守上または工事にやむを得ない場合。
- (3)電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合。
- (4)第701条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合。
- (5)契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。
- (6)契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を検知した場合。

2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、可能な場合あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該会員が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。

3.契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常予想外の通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

### 第703条(データ等の削除)

契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等が、当社がサービスごとに定める所定の期間または量を超えた場合、当社は契約者に事前に通知することなく当該データ等を削除することがあります。また、本サービスの運営及び保守管理上の必要から、契約者に事前に通知することなく、契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等を削除することがあります。

2.当社は、前項に基づくデータ等の削除に関し、いかなる責任も負いません。

### 第704条(契約者への要求等)

当社は、契約者による本サービスの利用が第503条(禁止事項)の各号に該当すると判断した場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1)第503条(禁止事項)の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように要求します。
- (2)他者との間で、クレーム等の解消のため協議(裁判外紛争解決手続を含みます)を行うよう要求します。
- (3)契約者が発信又は表示する情報を削除することを要求します。
- (4)事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
- (5)事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置を執ります。
- (6)第705条(利用の停止)に基づき本サービスの利用を停止します。
- (7)第207条(当社からの解約)に基づき利用契約を解約します。

2.前項の措置は第502条(自己責任の原則)に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

3.契約者は、第1項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が第1項に従った措置を行った場合、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

### 第705条(利用の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。

- (1)支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
- (2)本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。又は、口座振替にて引落しが出来なかった場合。
- (3)本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合。
- (4)契約者に対する破産の申立があった場合、または契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
- (5)本サービスの利用が第503条(禁止事項)の各号のいずれかに該当し、前条(契約者への要求等)第1号および第2号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合。
- (6)前各号のほかこの契約約款に違反した場合。

2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3.契約者がアカウントIDを複数個保有している場合において、当該アカウントIDのいずれかが前条第1項第7号または本条第1項により使用の一時停止または解約となった場合、当社は、当該契約者が保有するすべてのアカウントIDの使用を一時停止とし、または解約とすること

ができるものとします。

4.当社は、第1項第2号または第3号の事由による本サービス利用の停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は当社の義務を定めたものではありません。

5.前項の場合、契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、当該契約者の負担とします。

### 第706条(帯域の制御)

当社は、本サービスの提供に支障が出ると判断した場合には、当社所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

## 第8章 損害賠償等

### 第801条(損害賠償の制限)

当社の責に帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態以下「利用不能」といいます。)に陥った場合で、かつ契約者が月額基本料金が発生するサービスを利用している場合、当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して48時間以上その状態が継続した場合に限り、1料金月の基本料金の30分の1に利用不能の日数(24時間を1日とします。24時間に満たないものは切り捨てとします)を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、契約者に現実発生した損害の賠償請求に応じます。但し、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

2.当社は、以下の方法のいずれか、またはこれらを組み合わせることにより前項の賠償請求に応じます。

- (1)後に請求するサービスの利用料から賠償額に相当する金額を減額すること
  - (2)賠償額に相当するサービスの使用权を付与すること
- 3.利用不能が当社の故意または重大な過失により生じた場合には、前項も適用されず、当社は契約者の損害賠償請求に応じます。ただし、この場合でも、間接損害については当社は賠償責任を負いません。

4.本サービス用設備等にかかる電気通信事業者の提供する電気通信業務に起因して契約者が利用不能となった場合、利用不能となった契約者全員に対する損害賠償総額は、当社が妨げる電気通信業務に関し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。

5.前項において、賠償の対象となる契約者が複数ある場合、契約者への賠償金額の合計が当社が受領する損害賠償額を超えるときの各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各契約者に対し返還すべき額で比例配分した額とします。

### 第802条(免責)

当社は、この契約約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う1か月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。

2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性または適法性を保証しないものとします。

3.当社は、契約者が本サービス用設備等に蓄積した、または契約者が他者に蓄積することを承諾したデータ等が消失(本人による削除は除きます)し、または他者により改ざんされた場合は、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとし、その復旧への努力をもって、消失または改ざんに伴う会員または他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

4.当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

以上

付則

この契約約款は、平成24年2月1日より有効となります。

平成24年5月1日変更

この契約約款は、平成24年5月1日より有効となります。

平成24年6月1日変更

この契約約款は、平成24年6月1日より有効となります。

平成24年7月12日変更

この契約約款は、平成24年7月12日より有効となります。

平成24年9月14日変更

この契約約款は、平成24年9月14日より有効となります。

平成24年10月1日変更

この契約約款は、平成24年10月1日より有効となります。

平成25年10月1日変更

この契約約款は、平成25年10月1日より有効となります。

平成26年2月1日変更

この契約約款は、平成26年2月1日より有効となります。

平成26年4月1日変更

この契約約款は、平成26年4月1日より有効となります。

平成26年9月1日変更

この契約約款は、平成26年9月1日より有効となります。

別表 <料金及びサービス詳細>

※ 表示価格はすべて消費税別になっています。

1. TRIBE-biz (F)

(Bフレッツ、フレッツ光プレミアム、フレッツ光ネクスト対応プラン)

(1)初期登録料 3,000 円

(2)月額利用料 3,500 円/月

(3)変更手数料(他プランから TRIBE-biz(F)への変更)1000 円

(4)最低利用期間 24 ヶ月

2. TRIBE-biz (F)ライト

(Bフレッツ、フレッツ光プレミアム、フレッツ光ネクスト対応プラン)

(1)初期登録料 3,000 円

(2)月額利用料 2,000 円/月

(3)変更手数料(他プランから TRIBE-biz(F)への変更)1000 円

(4)最低利用期間 24 ヶ月

3. TRIBE-biz (d)LTE 1GB

(1)初期登録料 3,000 円

(2)月額利用料 1,800 円/月

(3)最低利用期間 24 ヶ月

※既存プランからの変更はできません。

※SIM カード種別の変更はできません。

※モバイル固定IP オプション利用可。

4. TRIBE-biz (d)LTE 3GB

(1)初期登録料 3,000 円

(2)月額利用料 3,800 円/月

(3)最低利用期間 24 ヶ月

※既存プランからの変更はできません。

※SIM カード種別の変更はできません。

※モバイル固定IP オプション利用可。

5. TRIBE-biz (d)LTE 7GB

(1)初期登録料 3,000 円

(2)月額利用料 5,000 円/月

(3)最低利用期間 24 ヶ月

※既存プランからの変更はできません。

※SIM カード種別の変更はできません。

※モバイル固定IP オプション利用可。

6. TRIBE-biz (d) M2M 200K

(1)初期登録料 3,000 円

(2)月額利用料 800 円/月

(3)最低利用期間 24 ヶ月

※既存プランからの変更はできません。

※SIM カード種別の変更はできません。

※モバイル固定IP オプション利用可。

7. TRIBE-biz (d) M2M 30MB

(1)初期登録料 3,000 円

(2)月額利用料 500 円/月

(3)最低利用期間 24 ヶ月

※既存プランからの変更はできません。

※SIM カード種別の変更はできません。

8. モバイル固定IP オプション

(1)初期登録料 3,000 円

(2)月額利用料 2,000 円/月

(3)最低利用期間 なし

※オプションのみの契約はできません。

9. 各種手数料

(1)登録証再発行 1,000 円

(2)支払証明書発行 1,000 円

(3)SIM カード再発行 3,000 円

(4)SIM カード亡失負担金 3,000 円